

都市計画道路東京丸子横浜線（綱島地区）街路整備事業の 事業認可取得に伴う道路設計・用地補償説明会

－ 議 事 要 旨 －

道路局建設部建設課では、都市計画道路東京丸子横浜線における、北綱島交差点付近から綱島駅前交差点付近までの区間について道路拡幅事業に着手しました。

事業区間 970m について測量及び道路設計を実施しており、事業区間に面する土地及び建物を所有する皆さまを対象とする事業認可取得に伴う道路設計・用地補償説明会を開催しました。

1 開催状況

- (1) 日時：第1回説明会 平成30年12月17日（月）午後7時～8時30分
第2回説明会 平成30年12月22日（土）午後3時～4時30分
- (2) 場所：綱島東小学校体育館（港北区綱島東3丁目1番30号）
- (3) 内容：道路設計の概要について
用地取得・物件補償について

2 主な質疑応答

(1) 計画に関すること

Q1 事業計画だと平成36年度までとなっているが、工事はどこから始めてどこから終わるのか。

A1 用地取得の状況を見ながらになるが、（仮称）新綱島駅の開業との関連もあるため、東側が優先になってくると思う。西側も合わせて進める予定である。再開発事業のスケジュールと合わせて行わないと事業効果がないので、綱島駅交差点付近から始めることになると思う。

Q2 綱島駅交差点から都市整備局の計画している交通広場へは現状一方通行だが、一般車も駅に入れるようになるのか。

A2 都市整備局の事業とのからみがあるが、交通計画は県警と協議中のため、現時点ではお答えできない。情報が入り次第お知らせはしていきたいと思う。

Q3 計画はいつされたのか。

A3 昭和21年に計画決定され、綱島地区の事業認可は2018年11月。

Q4 完成予定が平成36年度になっているが、かなり時間がかかると思う。今後のスケジュール感はどうなるか。

A4 用地取得の状況などにより変わってくるが、来年度より3年くらいを目安に綱島駅前交差点から用地取得を進め、ある程度まとまった用地を取得できた段階で工事に入っていきたいと考えている。

(2) 用地補償に関すること

Q1 土地を貸しているが、どこまで買収されるのか、時期はいつになるのかテナントとの協議もあるので見通しを教えてください。

A1 道路や水路の境界確定は年内に終わらせて、民地の境界確定が終了したのちに都市計画線の位置を現地に明示させていただく。具体的なスケジュールに関しては、今後、測量会社と共に、調整させて頂きたい。個別でご連絡を頂ければ、測量会社と調整後お知らせすることも可能である。計画範囲が長く、測量に時間がかかるので今後のスケジュールなどはホームページ等でお知らせしていきたい。

Q2 ビルを建てる時に、都市計画課による線形指導がありセットバックしている。駐車場部分など税金を払ってきたが、優遇や補償などはないのか。

A2 ※固定資産税については、「横浜市固定資産評価事務取扱要領」により、都市計画道路の予定地として都市計画決定されている区域内の土地に関しては、当該土地の評価に対して0.95から0.70までの補正を適用することとしています。

(当日ご回答できなかった内容です)

Q3 70年間権利制限されていたことに関する補償はあるのか。

A3 法律に乗っ取って補償させて頂いているが、日本全国で同じような事例はあると思うが、現時点で権利制限に対する優遇措置はない。

Q4 仮定の話になるが、10坪ほど所有しており、収用対象地が8坪分あった場合残り2坪に関しても買収してもらえるのか。

A4 残地取得に関しては、基本的に行っていない。残地補償として価値が下がった分に関して補償することも可能である。また、隣接者への取得提案などをさせて頂いたりする場合もある。

3 説明会の様子

12月17日（月）



12月22日（土）

